

一般財団法人日本建築センター  
試験業務約款

(総則)

- 第1条 申請者(以下「甲」という。)及び一般財団法人日本建築センター(以下「乙」という。)は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)、これに基づく命令及び告示並びにこれらの係る通達を遵守し、この約款(申請書及び承諾書を含む。)及び「一般財団法人日本建築センター試験業務規程(以下「規程」という。)」に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。(い)
- 2 この契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に承諾書を交付したとき、承諾書を発行した日をもって、締結がなされたものとする。ただし、乙が申請書に承諾印を押し、その写しを甲に交付した場合は、乙の承諾印が押印された申請書の写しをもって承諾書に代えることができる。この場合の契約締結日は、乙が承諾印を押しした日とする。
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって、承諾書又は乙の承諾印が押印された申請書に定められた業務(以下「業務」という。)を行い、甲に対し、試験の結果の証明書又は試験(法第59条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)をしない旨の通知書を、次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに交付しなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、乙に対し、「料金一覧表<特別評価方法認定のための試験>」に基づき算定され、承諾書又は乙の承諾印が押印された申請書に定められた額の料金を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
- 6 甲は、提出図書を全て和文で作成しなければならない。ただし、実験その他これに類するもの結果を記載した図書で乙の承諾を受けたものにあつては、この限りでない。
- 7 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 8 乙が提出された書類のみでは業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類又は当該業務の対象の実物その他これに類するもの提出を請求した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に提出しなければならない。
- 9 乙は、甲が提出した図書のうち甲及び乙以外の者の作成名義に係るもの(以下「第三者名義図書」という。)に関する次の行為を、乙名義、甲の代理人名義を問わず行うことができ、甲はこれを了承する。
- (1) 第三者名義図書の名義者に対して作成名義が真正であることを確認すること。
- (2) 第三者名義図書の名義者に対して第三者名義図書の閲覧及び写しの交付を依頼すること。
- (3) 第三者名義図書の名義者から第三者名義図書の写しを受領すること。
- 10 乙が審査中に規程に基づく業務方法書に定める方法に従って提出図書に関する是正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによる。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、第1条第2項の契約締結の日から6ヶ月を経過する日とする。
- 2 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって、第1項に定める業務期日までに第1条第3項の交付をすることができない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにおいては、乙は業務期日を延期することができる。
- 4 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(支払期日)

- 第3条 甲の支払期日は、請求の日から1ヶ月を経過する日とする。

(審査中の申請内容の変更)

- 第4条 甲は、乙が第1条第3項の交付をするまでに甲の都合により申請内容を変更する場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に変更部分の提出図書を提出しなければならない。
- 2 前項の申請内容の変更が、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第99条表中の構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための試験で変更に係る部分の床面積の合計が当初の申請内容の全体の床面積の三分の一を超えたときなど、大幅なものと乙が認める場合においては、甲は、当初の申請内容に係る業務の申請を取り下げ、別件として改めて乙に当該業務を申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第9条第2項の契約解除があつたものとする。

(乙の債務不履行責任)

- 第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(甲の債務不履行責任)

- 第6条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(試験の結果に対する乙の責任)

- 第7条 甲は、第5条の定めに係わらず、第1条第3項の交付を受けた後に試験結果の判定に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。
- (1) 甲の提出図書に虚偽の記載があつたことその他甲の責に帰すべき事由。
- (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であつたこと。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰すことができない事由。
- 2 前項の請求は、第1条第3項の交付の日から5年以内に行わなければならない。
- 3 甲は、第1条第3項の交付の際に試験結果の判定に誤りがあることを知ったときは、第1

項の規定にかかわらず、その旨を第1条第3項の交付の日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 第1項の請求額の上限は、料金の2倍までとする。

(電算プログラムに係る試験に関する特約)

- 第8条 乙が試験を行った電算プログラムのバグによって、甲又は第三者に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(甲の解除権)

- 第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の交付をしないとき。
- (2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でない認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が第1条第3項の交付をするまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をすることでこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれを返還を乙に請求することができる。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が未だ支払われていないときはこれを支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲がこの契約に従って支払うべき料金の支払いを遅延したとき。
- (2) 甲が第1条第6項から第10項まで及び第4条第1項に定める責務を怠つたときその他甲の責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の交付をすることができないとき。
- (3) 甲が第4条第2項の規定に基づき申請を取り下げず、乙が相当期間を定めて催告しても申請を取り下げないとき。
- (4) 甲がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (5) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でない認められるとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金が未だ支払われていないときはこれを支払を甲に請求することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(証明を受けた者の責務)

- 第11条 甲のうち第1条第3項の試験の結果の証明書の交付を受けた者(以下「証明を受けた者」という。)は、証明を受けた特別評価方法によって評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)に従った方法に代えられない事実があると認める場合には、直ちにその旨を乙に書面をもって通知しなければならない。

(秘密保持)

- 第12条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

- 第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(準拠法と紛争の解決)

- 第14条 本契約は、日本国法に準拠するものとする。
- 2 本契約に関する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

この約款は平成12年 7月19日より施行する。

(附則)

第1条 この約款は平成18年 3月 1日より施行する。

- 第2条 この約款の施行前に締結がなされた変更前の約款第1条第2項の契約であつて、この約款の施行の際、変更前の約款第1条第3項の交付又は第9条若しくは第10条の契約の解除がなされていないものについての適用については、なお従前の例による。

(附則)

この約款は平成23年 4月 1日より施行する。